

三原市本庁舎不用品売払い実施要領

1 売払い物品 「別紙 売払い物品」参照

2 売払いの概要とスケジュール（詳細は3以降）

見積合わせ（随意契約）により売払います。

（1）物品の公開と見積書の提出

1月17日（日）午前9時～午後4時の間、三原市立第三中学校グラウンド北側（旧南小学校体育館）（以下「会場」という。）にて、物品を公開します。会場の入場前には様式1（三原市本庁舎不用品売払い参加希望書兼誓約書）を提出します。購入希望物品があった場合は、当日会場で様式2「見積書兼誓約書」（以下「見積書」という。）を提出します。

（2）買受人の決定

後日有効な見積書のうち、予定価格以上の価格を見積もった者の内、最も高い価格を見積もった者を買受人として決定します。

（3）決定した買受人の確認の方法

市ホームページ（以下「HP」という。）に各物品の売払い価格と、買受人として決定した者の整理番号を掲載します（氏名は非公表）。

（4）物品の引取り

1月31日（日）午前9時から正午までの間に、買受人となった者は、買い受ける物品の代金を会場にて支払い、物品を引取ります。

3 物品の公開及び見積書の提出

（1）HPでの物品公開

① 期間 令和3年1月1日（金）から1月17日（日）まで

② 公開する場所 HP（総務課のページ）

HPトップページ左上「ID番号検索」に115153を入力して検索すると簡単に閲覧できます。

（2）会場での物品公開及び見積書提出

① 期間 令和3年1月17日（日）午前9時から午後4時まで

② 場所 会場（三原市立第三中学校グラウンド北側（旧南小学校体育館）（別図参照））

ア 物品の説明会はありません。現物を会場にて確認し、現状有姿での引き渡しとなります

イ 物品を直接確認し、本実施要領に承諾した人のみ、見積合わせに参加することができます。

ウ 見積書は、HPからダウンロードしてください（印刷が困難な方は総務課窓口にて1部提供します。）。

エ 見積書の提出は、前記（2）①の期間中、会場でのみ受け付けます。それ以外の

時間、及び郵便・FAX・電子メール等による見積書の提出はできません。見積書は物品1個につき1枚提出してください。見積り物品の数量制限はありません。

オ 見積金額は、予定価格以上を見積もってください。予定価格は全物品1個あたり100円（消費税および地方消費税含む。）で、見積金額は1円単位です。予定価格を下回る見積りは無効となります。

※ 感染症対策のため可能な限り少人数でお越しください。入場者が多いと判断した場合、時間差による入場整理を行うことがあります。

(3) 見積り合わせ参加申請に必要な書類（1月17日会場で必要なもの）

① 様式2 見積書兼誓約書（見積書）（物品ごとに提出）

② 氏名、商号・代表者氏名が確認できる書面

ア 個人の場合：本人であることが確認できるものの写し（自動車運転免許証・保険証等公の機関が発行したものに限る。）

※ 会場に複写機はありません。見積り合わせの当日、氏名等が確認できる書面の写し提出できない場合は会場への入場及び見積り合せに参加できません。

本書類の写しは、複数の物品の見積り合せに参加される場合も1通で結構です。

イ 法人の場合：登記事項証明書の写し（三原市契約課が所管する物品・工事いずれかの業者登録名簿に現に登録のある者は不要）

③ 印章（はんこ）：当日見積書に押印、金額以外を訂正する場合

(4) 見積り合わせ参加資格（次に掲げる要件のすべてを満たしていること。）

① 契約を結ぶ能力を有しない方(未成年者等)および破産者で復権を得ていない方でないこと。

② 三原市建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）に基づく指名除外措置を受けていないこと。

③ 見積り日から引取日までのいずれの日においても、三原市に市税又はその延納金に滞納がない者。

④ 三原市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又は暴力団員等でない者。

(5) 見積りの無効

見積り合わせ参加資格のない方のした見積りおよび見積り条件に反した見積りは、無効となります。

4 買受人の決定と契約

(1) 買受人の決定

買受人の決定は、後日有効な見積書のうち予定価格以上の価格を見積もった者の中から、最も高い価格を見積もった者を買受人として決定します。買受人となるべき同価格の見積をした者が2人以上いる場合は、くじ（P4参照）によって買受人を決定します。

(2) 見積り合わせ結果の確認方法

1月26日（火）予定で、HPに各物品の売払い金額と、買受人として決定した者の

整理番号を掲載します（氏名は非公表）。

H Pを閲覧することが困難で、見積った物品の売払い決定価格、買受人として決定した者の整理番号の通知を希望される方は、返信先を記入した封筒に必要な分の切手を同封し、見積日に職員に渡していただければ、見積対象物品の買受人決定状況を同封して返送します。

（３）契約の締結と代金支払い

買受希望者による見積書の提出を契約の申込み、市による買受人決定通知をもって契約の承諾（成立）とし、契約書は省略します。

（４）契約保証金

三原市契約規則第 6 条第 3 項第 5 号の規定により免除します。

５ 代金の支払いと物品の引取り

（１）代金の支払い

令和 3 年 1 月 3 1 日（日）午前 9 時から正午までの間に会場にて、物品の引取前に現金で納付してください（釣銭が不要となるようにご準備ください。）。現金以外による支払いは受け付けません。

（２）物品の搬出

前記 5（１）の間に搬出してください。

駐車場所は中学校のグラウンドであるため、引取に使用する車両はできるだけ軽量なものとし、グラウンドは徐行してください。

（３）物品の引取にかかる注意事項

物品は現状引き渡しとし、搬出の作業中に破損した場合、引渡し後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての返金および補償、物品の返品等は一切受け付けません。引き渡しは会場にて行い、運搬等の一切の費用および手続きは買受人の負担となります。

（４）その他

- ① 当日はマスクを着用して来場してください。参加される方には体温検査を実施します。来場者の健康と安全のため、引渡し日を変更する可能性があります。
- ② 古物営業法第 2 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する者が、転売目的で購入する場合、古物営業法上必要な資格を有するとともに関係法令を遵守すること。また、売却の際は三原市が所有していた履歴が明らかとなる表示類等を抹消すること。
- ③ 不用品は適切に使用・処分するものとし、不法投棄等違法行為は行わないこと。
- ④ 売払い対象物品の公開後、公共の用に供する等の事情が生じた場合は、売払い対象から除外することがあります。

６ 問い合わせ先

三原市総務課管理統計係（三原市本庁舎 4 階） 担当：上田，入江
電話 0 8 4 8 － 6 7 － 6 0 2 2

(参考) くじについて

- 1 見積り者の「整理番号」と「くじ数」を合算して「くじ値」を求め、くじ値の小さい者から順に「くじ番号」を付す。
- 2 くじ対象者全員のくじ値を合算し、それをくじ対象者数で割り、余りを求める。
- 3 くじ対象者数から2で求めた余りの数を引き「当選番号」とする。
- 4 「くじ番号」と「当選番号」が一致する見積り者を買受人とする。

例 同価格者（くじ対象者）が3名の場合

	(a)整理番号	(b)くじ数	(a + b)くじ値	くじ番号	当選番号
Aさん	7	123	130	2	2(買受人)
Bさん	40	001	41	1	
Cさん	13	555	568	3	
合計	—	—	739	—	—

- 1 各くじ対象者の「整理番号」と「くじ数」を足して各人の「くじ値」を求め、くじ値の小さい順にくじ番号を付する。

※ くじ対象者の中のn人が同じくじ値となる場合、整理番号の小さい順にn, n + 1, n + 2…を加算した数をそれぞれのくじ値とし、その後も同じくじ値となるものが複数ある場合、同じ作業を繰り返す。

(A) $7 + 123 = 130$ (B) $40 + 1 = 41$ (C) $13 + 555 = 568$

(B) $41 < (A) 130 < (C) 568$

- 2 くじ対象者全員のくじ値の合計を求める。

$41 + 130 + 568 = 739$

くじ値合計(739)をくじ対象者数(3)で割り余りを求める。

$739 \div 3 = 246 \cdots (\text{余り} 1)$

- 3 くじ対象者の数(3)から2で求めた余り(1)を引いて当選番号を求める。

$3 - 1 = 2$ (当選番号)

- 4 「くじ番号」と「当選番号」が一致する者(A)を買受人とする。

※ 本くじでも買受人が決定しなかった場合は、引取日当日に別途市が準備するくじにて買受人を決定します。